

〔事案 25-49〕 転換契約無効請求

・平成 25 年 12 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

保障見直しにより終身保険および年金保険が消滅することの不利益を具体的に説明しないことは説明義務違反であるとして、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 6 月、終身保険と年金保険（以下、「転換前契約」）を本契約に転換したが、以下の理由により、転換契約を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 契約転換時、父親が癌で手術をするなど、精神的に追い込まれて心神耗弱状態にあった。
- (2) 説明内容は、年払保険料の額を従来の契約と同等程度にすることが説明の中心になっており、保障内容を変更することのメリット、デメリットの説明がなかった。
- (3) 保障内容を変更することのメリット、デメリットの説明を受けていれば、当時の精神状態でも保険の見直しは見送ったはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、募集人から契約貸付金を返済しないままにしておいた場合の取扱いや転換前契約の転換による契約貸付金の精算等について具体的に説明を受け、検討したうえで、転換前契約の転換によって契約貸付金を精算する方法を選択した。
- (2) 本契約は、転換前契約と同程度の保険料で、申立人の意向に沿う内容となるように、申立人自身も携帯端末を用いて何度もシミュレーションをしたものの中から、申立人が納得して申込みをしたものであり、申込手続において、保障内容等が変更されることについて了解したうえで契約転換をしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、消費者契約法 4 条 2 項の不利益事実の不告知による取消し、あるいは錯誤による無効（民法 95 条）を主張しているものと判断する。

2. 消費者契約法 4 条 2 項の取消しについて

- (1) 消費者契約法 4 条 2 項による取消しは、有利な事実のみを説明して、不利益な事実を告げず、かつ有利な事実を告げることによって、不利益な事実は存在しないと消費者を故意に誤信させた場合に認められる。
- (2) 本件においては、募集人は募集に際し、その当時の申立人の要望（死亡保険金の増額、保険料を現在の金額と同水準にすること、医療保障を厚くすること）を聞き、これに則した説明をしており、有利な点を説明してこれによって不利益が存在しないという申立人の誤信を故意に惹起させたとは認められない。

3. 錯誤による無効について

申立人は、契約転換時に、転換前契約に関し、500万円以上の契約貸付を受けており、当時は返済の見込みがなかったため転換前契約を継続しても利息が複利で付き、保険事故発生時の受取額あるいは年金受取金額の著しい減少が推測され、これでは、死亡保障を厚くしたいという申立人の要望には合致しない。そのため、契約転換して一旦契約貸付金を精算し、新たに死亡保障の厚い本契約を締結することは、申立人にとって有利であった可能性が高く、したがって、転換前契約が本契約よりも有利な契約であったとはいえないことから、錯誤の存在を認定することは困難である。